

北海道中学軟式ベースボールリーグ加盟チーム 登録細則（案）

第1章 目的

第1条 本細則は、北海道中学軟式ベースボールリーグ（以下「H.J.B.L」と言う）の円滑な運営、発展をしていく為、加盟クラブチームへの登録規約を定める。

第2章 定義

第2条 加盟団体の定義は、H.J.B.L 規約、本細則に従うと共に各種大会の大会要項等の規定に基づき野球を行うチームであり、H.J.B.L 加盟団体申請書、選手登録用紙を提出し受理され、年間登録費の納入を実施したチームであること。

第3章 加盟登録

第3条 北海道内に住む中学1年生から3年生までの男女で構成されたクラブチームであること。

第4条 加盟登録については、年度初めの3月（春季大会選手登録前）に H.J.B.L 加盟団体申請書、選手登録用紙の提出をし、役員会または常任理事会での承認を得なければならない。

第5条 年度途中での加入については制限しないが、大会の選手登録前に H.J.B.L 加盟団体申請書、選手登録用紙の提出をし、役員会での承認を得なければならない。

第6条 加盟団体の登録については、必要書類提出後、役員会または常任理事会にて協議をして決定、チームへの通達をすることとする。

第7条 加盟団体の登録の決定基準については、日常のチーム運営、H.J.B.L への運営や審判員協力、育成への貢献度も鑑み、決定、通達することとし、総会または役員会の決議を最優先とする。大会会場等への距離や様々な事由については要相談することとし、加盟申請チームの要望を伺うこととする。

第4章 加盟団体の権利・義務

第8条（加盟）

必要書類の提出、役員会または常任理事会での承認を得た加盟団体は、H.J.B.L 事業の各種大会への参加を認め、同一チームから複数チームの登録を認めることとする。

第9条 加盟団体は大会運営を円滑に遂行する為、大会運営業務にも積極的に尽力し、自らのチームの競技が行われない日であっても、運営業務の協力を依頼することもある。

第10条 加盟団体は大会運営を円滑に遂行する為、審判部への協力もできる限り尽力す

ることとする。

第 11 条 加盟団体は各種大会で定められる大会要項、大会ルール、特別規定を他のチームの模範として遵守できるチームであること。

第 12 条 加盟団体は H.J.B.L の規約を遵守できるチームであること。

第 13 条 加盟団体は年度途中での入団者があった場合には、選手登録用紙に追記し、提出することとする。但し、退団者の報告についてはこの限りでない。

第 14 条 加盟団体は大会運営に支障をきたす事態を起こさぬように努める。大会中の辞退、棄権を避け、やむを得ない事由がある場合には必ず事前に報告を義務付ける。

第 5 章 年間登録費

第 15 条 加盟団体は承認を得た後に、年間登録費(15,000 円)の納入を銀行振り込みにて実施する。

第 6 章 選手登録規程

第 16 条 他のクラブチームとの重登録は認めない。

第 17 条 硬式野球各連盟へ登録している選手の登録は認めない。

第 18 条 チームの移籍があった場合には原則として 1 年間の選手登録を規制する。但し、やむを得ない事由での移籍についてはこの限りではない。状況を確認し役員会での承認を必要とする。

第 7 章 附則

第 19 条 クラブチームからの選手や指導者の引き抜き行為や積極的な勧誘は厳禁とし、発覚の際には権利の剥奪、処罰を役員会または常任理事会にて決定する。

第 20 条 年度内に H.J.B.L 規約、本細則の規定違反等あった場合には、加盟団体の権利を剥奪し、H.J.B.L 主催事業への参加を規制する。その際の年間登録費の返金を行わないこととする。

第 21 条 本細則の改正は、総会または役員会の決議を経て実施することとする。

第 22 条 本細則は、2024 年 12 月 1 日より施行する。